

記者発表資料  
令和4年6月10日  
契約課工事契約班  
担当：高橋，鈴木  
電話：022-211-3336  
keiyakk@pref.miyagi.lg.jp

## 建設工事及び建設関連業務における前金払の割合について

地方自治法施行令及び同法施行規則が改正されることを受け、前金払をすることができる割合を下記のとおり改正したので、お知らせします。

### 記

#### 1 建設工事

前金払の割合を請負金額の「10分の4.5以内の額」に改正します。

改正前 10分の5以内の額

改正後 10分の4.5以内の額

#### 2 建設関連業務

前金払の割合を委託金額の「10分の3.5以内の額」に改正します。

改正前 10分の4以内の額

改正後 10分の3.5以内の額

#### 3 施行日

令和4年6月10日

#### 4 適用

施行日以降に当初契約を締結する建設工事及び建設関連業務に適用し、施行日前に締結された契約については、従前どおりとします。